

令和6年第10回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年10月28日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第10回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年10月28日（月） 午後3時00分から午後3時24分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第10回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第10回朝霞市農業委員会総会

令和6年10月28日(月)

午後3時00分から

午後3時24分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

8番 金子 靖彦 委員 9番 渡邊 忠 委員

3 提出議案

議案第24号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第27号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

4 諸報告

(1) 報告第10号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	高橋 秀明
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（2人）

委	員	石原 実
委	員	富岡 勇一

事務局

事	務	局	局	長	大瀧 一彦
事	務	局	局	次 長	佐藤 たかみ
事	務	局	専	門 員	山根 浩
事	務	局	主	任	根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第10回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第10回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先週は木曜日、金曜日と視察研修ということで、長野まで多くの皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。お陰様で、無事、3か所の視察研修を終えることができました。また、来月はにんじんの坪掘りと農業祭の準備、12月1日は農業祭ということで、皆様にもまたご協力をいただくことになるかと思いますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が4議案ございますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

8番 金子 靖彦委員と9番 渡邊 忠委員のお二人をお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第24号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
令和6年10月28日提出

番号1

土地の所在地

大字岡字■■■■■■■■■

登記地目、田、現況地目、畑

登記面積、816平方メートル

申請人

朝霞市■■■■■■■■■■■

■■ ■■

転用目的、貸資材置場・貸駐車場

農地区分、2種

調査説明委員、小寺 昌 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第24号につきまして、小寺 昌委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は10月17日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であ

るため、農地区分は第2種農地にあると判断いたします。

工事計画は、許可日から1か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者が高齢で耕作が難しくなってきたところ、資材置場・駐車場として申請地を借りたいとの申し入れがあったため、需要が見込めると考え、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、市内の事業者から、申請地を駐車場として借りたいとの要望があったものであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地をブロックで囲ったり、出入口付近をアスファルト舗装したりすることから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。まず、朝霞市博物館を出発して県道に出ます。その後、志木市方面に60メートル程進むと右手にセブンイレブンが見えますので、その手前で右折します。そのまま道なりに約480メートル進むと、左前方に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第24号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

○高橋会長

議案第25号につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は10月8日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、2筆のうち一方は、内間木支所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地、もう一方は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、第2種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、許可日から6か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、事業規模の拡大に伴い搬入資材が増加してスペースが不足しており、駐車している車両を移動しながら作業するなど、業務効率に支障をきたしているため、新たな資材置場の設置を考えたとのことです。市街化区域や第3種農地で探したものの希望条件を満たす土地がなく、また、申請地は、現在第二資材置場として利用している土地の隣地であり、地続きであるため業務遂行がスムーズになること、近隣状況を把握していること、近隣土地所有者とも友好的な関係が築けていることから本申請地を選定したとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣地との境界に鉄板万能板を設置して土砂の流出を防ぐ計画であるとのことから、被害防除は適当であると考えます。

現地を確認しまして、武蔵野線の北側の造成工事がどのようにされるかということを確認してもらいましたので、適当と考えているところでございます。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。内間木支所から朝霞第五中学校

方面に250メートル程進んだところで右折します。そのまま約100メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第25号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第25号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第26号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■は退席をし、以後の議事進行は ■■ ■■委員をお願いします。

(■■ ■■■ 退席)

○秋山会長代理

それでは、議案第26号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは7ページをご覧ください。

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

令和6年10月28日提出

た事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用負担は発生しないとのことから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、今回は鉄板を敷くだけであることから、被害防除は特に問題ないと考えます。

申請地の位置ですが、8ページをご覧ください。内間木支所交差点から朝霞第五中学校方面に250メートル程進んだ先、右手にある細田学園のグラウンドの隣の農道を右折し、そのまま約150メートル進んだ、農道と武蔵野線の高架の交わったところの左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○秋山会長代理

では、議案第26号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第26号につきましては、許可相当と決しました。

それでは、■■■■■■■■の入室を許可し、以降の議事進行を会長にお返しします。

(■■■■■■■■入室)

○高橋会長

次に、議案第27号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について」を議題といたします。

土地の所在地・地目・面積、申請人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

以下、農業委員の意見として、今回の申請は、農地所有者が市民農園を開設することに伴い、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条」の規定に基づき、特定農地の貸付けを承認するためのものです。

初めに、申請地の位置が農業上の利用の増進に支障を及ぼさない適切な位置にあるかどうかですが、今回の申請地は適当であると判断いたします。

次に、周辺の農地利用に与える影響、利用者の数等を勘案し、規模が妥当なものかどうかですが、こちらについても適当であると判断いたします。

次に、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであるかどうかですが、募集は現地募集案内による一般公募を行い、先着順で受け付けるとのことであり、適当であると判断いたします。

次に、市民農園の貸付けの適正かつ円滑な実施が確保されるかどうかですが、貸付条件は規程に定められており、農園には必要な指導を行う管理人も配置することから、こちらについても適当であると判断いたします。

申請地の位置ですが、11ページをご覧ください。北朝霞駅から朝霞県土整備事務所方面に向かい、浜崎分署前交差点を右折します。東武東上線の高架下を抜けて40メートル程進んだところで左折し、約150メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第27号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第27号につきましては、承認することに決し

ました。

○高橋会長

次に、諸報告を行います。報告第10号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、11月25日（月）午後3時からです。場所は、市役所別館5階、大会議室手前となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第10回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

8番 金子 靖彦 委員

9番 渡邊 忠 委員

令和6年11月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員